

平成30年（行ウ）第126号

警察庁保有個人情報管理簿一部不開示決定取消等請求事件

原告 特定非営利活動法人情報公開クリアリングハウス

被告 国

証拠説明書（3）

2019年（平成31年）2月1日

東京地方裁判所民事第51部1C係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 升 味 佐江子



同 古 本 晴 英



同 秋 山 淳



同 井 桁 大 介



同 高 橋 涼 子



同 三 宅 千



甲	標目(原本・写しの別)	作成年月日	作成者	立証趣旨(証拠説明)	
14 の1	判例解説「内閣官 房報酬費支出関連 文書開示請求事件 最高裁判決」(季報 情報公開・個人情 報保護第70号)	写し	2018.9	佐伯彰洋	最高裁判所に判決について、不開示事由該当性が問題となる文書の性質から開示の判断を導き、行政庁の不開示判断に『相当な理由』があるか否か以前の段階で不開示情報該当性を判断している、3号該当性の判断について裁量を尊重する必要がない場合も認めるものなどと評価されていること
14 の2	判決〔最高裁第二 小法廷平成30年1 月19〕(季報情報公 開・個人情報保護 第70号)	写し	2018.1.19	最高裁判所 第二小法廷 (一般財団 法人行政管 理研究セン ター)	情報公開法5条3号所定の不開示情報該当性について判断した最高裁判所の判決の存在と内容
15	平成27年度実績評 価書	写し	H28.7	国家公安委 員会・警察庁	警察庁が、警察の情報収集・犯罪捜査等の諸活動を含めた警察活動の実態、特に各年度の重点施策や新たな業務は積極的に取組状況を明らかにしており、本件部分開示文書を開示することによって把握可能になると被告が主張する情報内容よりはるかに多くの情報を積極的に公開していること 警察活動の実態が把握又は推察されるために本件部分開示文書は不開示事由に該当するとの被告の主張が誤りであること
16	平成28年度実績評 価書	写し	H29.7	国家公安委 員会・警察庁	
17	平成29年度実績評 価書	写し	H30.8	国家公安委 員会・警察庁	
18	平成28年度予算の 概要	写し	2016.3.30	警察庁	
19	平成29年度予算の 概要	写し	2016.12.22	警察庁	
20	平成30年度予算の 概要	写し	2017.12.22	警察庁	